



あしよろ

自治労足寄町職員労働組合
教宣部

No. 1 2013年2月21日

自治労要綱3原則

- われわれは、生活の向上と労働条件の改善のため、組織を強化し、一切の反動勢力とたたかう。
- われわれは、自治体労働者の階級的使命に徹し、もって地方自治の民主的确立のためにたたかう。
- われわれは、すべての民主的諸勢力と固く提携し、日本の平和と独立のためにたたかい、もって世界の恒久平和に貢献する。

住居手当大幅前進回答

国公給与特措法7.8%の波及 4月1日導入阻止～2月18日団体交渉結果～

○ 住居手当

〈妥結内容〉

- ①町外居住者の借家手当→廃止提案を取り下げ
- ②町外居住者の持家手当
→一年間の経過措置を経て廃止(来年度は1/2支給)
- ③町内居住者の持家手当→住宅取得後5年間の加算の廃止

一昨年の賃金確定闘争期に、「足寄町住環境整備補助金」制度の新築額(100万円)を職員対象として、持家手当を全廃したいと当局から提案を受けた。当局の考えは、帯広市が全廃することで管内の持家手当廃止・削減の議論が加速し足寄においても議会・住民からの世論に耐え切れないことを懸念、手当存続のためにも何かしらの手を加えることを示唆してきた。

この間窓口交渉では提案内容が様々に変化し、町外居住者への手当廃止や、支給年数期限の付与、町内建築業者限定での支給などの提案があり、その都度執行委員会で協議してきた。当初予算闘争期の最終提案としては、①町外居住者への借家手当の廃止②町外居住者への持家手当を一年間の経過措置(来年度は1/2支給)を経て廃止③持家手当の住宅取得後5年間の加算(2,500円／月)の廃止 という提案を受けた。これらを受けた班会議(1/24～2/4実施)の総括では、①については経過措置を求める、②は激変緩和措置を延長、③はこれから影響を受ける青年層の意見を尊重し継続を求めて意思統一してきた。

団体交渉では、①については国にも制度があり、憲法で保障する居住の自由(持家提案とは矛盾しているが)があるため、一旦取り下げて組合合意とするとの回答を得た。②については3～5年の延長を求めたが、近年住宅を取得したという条件なら考慮するとの回答は引き出せたが、実際組合員に対象者がいないことから、当局の固い意志を崩すことはできなかった。③については当初は継続を求める姿勢で向かい、実損の出る青年部からも切実な思いを訴えたが当局の姿勢を崩すことができなかつたため、加算額廃止に向けた激変緩和措置を求める戦略をシフトし交渉を行った。最近持家を取得した組合員や直近の取得予定者への配慮を求めたが、手当全廃であれば経過措置を考慮するが、加算分の廃止に経過措置は考えないこと、加算があることが持家取得の決めてにはなり得ないことを理由に、当局との議論は平行線を辿ったため、一旦持ち帰り再度組合員との議論を保障させてもらうことから、後日回答するとした。

その後2月19日の時間外職場集会において、「町内外で差が出ることは住居手当の意義からして違うのではないか」、「情勢から見て早々に妥結し足寄が手当を残すことを発信することが他の

単組に好影響を与えるのではないか」といった意見や、「賃金が抑制されている中で少額とはいえ、加算額は貴重な手当」とする最近住宅を購入した組合員からの切実な声を受けた。さらにその後に行われた青年部での議論を経て、2月21日に窓口交渉を実施し団体交渉時の内容のとおり妥結することになった。手当制度の改悪提案を受け入れることにはなったが、手当の全廃という昨年の提案から大きく押し戻し、全組合員の意思疎通が図られたという一定の成果を得る結果となった。

～その他の交渉結果～

○ 給料表号俸増設

地域給導入時に号俸増設を行わなかったことから、現給保障が解除され現行給与表では号俸が不足し賃金に実損が生じる事態を避けるため、以前の団体交渉において実損を出させないよう号俸を増設することを確認してきた。しかし当局の怠慢で今年1月までに増設措置を怠ったため、一部の組合員に実損が出ていた。団体交渉では当局との確認書のとおり号俸増設の3月議会提案、2013年4月1日施行と、実損が出ている組合員に6月の勤勉手当で実損額を遡及支給することで妥結した。

○ 高位級からの昇格制度の改悪(人事院規則)

人事院規則が改悪されたことから当町においても2013年4月1日から施行したいとの提案を受けた。今回号俸増設(上記)を行うことから国どおりとならない部分があり、給料表の調整が複雑で貼り付けが困難なため、作成期間を追及したところ、組合側への理不尽な協力を求められたこともあり、継続交渉とした。

○ 退職手当制度について ※詳細は以前配布した教宣を参照のこと

北海道市町村職員退職手当組合と自治労北海道本部における削減の妥結を受け、足寄においても同様の対応とすることへの確認を求められられたので、正式に了承した。

○ 国家公務員給与削減特措法(7.8%)の足寄町職員給与への適用について

適用の可否を求めたが、2013年4月1日施行での削減は行わないことを確認した。当局も国の手法について不満を露わにし、現自公政権の自治労潰しであるとの認識を共有した。現在、地方交付税の減額措置の方法は未定であるが、今後の削減についての提案は言及しなかったものの、削減についての含みを持たせるような表現があった。当局に対し、全国町村会をはじめとする地方六団体への働きかけも再度要請し、今後も断固導入させない取り組みを強化していかなければならない。

今後も組合員の声をしっかりと受け止め、交渉し、意見反映をしていきます。